

御 案 内

入院患者様ならびに御家族の皆様へ

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準を行っている保険医療機関です。

■入院基本料に関する事項

・回復期リハビリテーション病棟入院料

当院は、当該各病棟に専任の医師1名以上、専従の理学療法士3名以上、専従の作業療法士2名以上、専従の言語聴覚士1名以上及び専従の社会福祉士等1名以上の職員を常時配置しています。

各階病棟では、1日に14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方16時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

・回復期リハビリテーション強化体制加算

・入院診療計画書

当院では入院の際に、医師をはじめとする関係職員が共同して患者様に対する診療計画を策定しています。

・院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化

当院は厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

■関東信越厚生局への届出事項に関する事項

・入院時食事療養費/入院時生活療養費（Ⅰ）

当院は健康保険法の規定による入院食事療養に基づいた食事を提供しています。

当院は管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）

専任の常勤医師が2名以上、専従の常勤理学療法士が5名以上、専従の常勤作業療法士が3名以上、専従の常勤言語聴覚士が1名以上（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が併せて10名以上）勤務するという基準を満たしております。

・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

専任の常勤医師が1名以上、専従の常勤理学療法士及び作業療法士が併せて4名以上勤務するという基準を満たしております。

・入退院支援加算1

入院患者様の退院に係る調整・支援を行う部門（医療連携室）が設置されています。

医療連携室には退院調整に係る経験を有する専従の看護師・社会福祉士が必要数配置されています。

入院患者様の同意を得て、退院支援計画に立案・説明を行い、当該計画に基づいた退院調整・支援等を患者様・ご家族様に行います。

・療養病棟療養環境加算1

長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されています。

・データ提出加算1

厚生労働省の「DPC導入の影響評価に係る調査」に適切に参加できる体制を整えています。

・認知症ケア加算3

認知機能低下による行動・心理症状や意思疎通の困難さが見られ、身体疾患治療への影響が見込まれる患者様に対し、症状の悪化を予防し、身体疾患の治療を円滑に受けられる体制を整えています。

・二次性骨折予防継続管理料2

骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折の患者様に対し、継続的に必要な治療を実施しています。

・医療安全対策加算2

医療安全のための指針の策定、医療安全管理体制を整備しています。

・排尿自立支援加算

・電子的診療情報連携体制整備加算3

・外来・在宅ベースアップ評価料、ベースアップ評価料

医療従事者の労働環境の改善と医療の質を向上させる取り組みの一貫として届出をしています。

・歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

・歯科診療特別対応連携加算

・歯科疾患在宅療養管理料

・歯科訪問診療料の注13に規定する基準

・歯科技工士連携加算2

・CAD/CAM冠

・クラウン・ブリッジ維持管理料

・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

・16列以上64列未満のマルチスライスCT

・歯科技工所ベースアップ支援料